○外務省告示第二百九十三号

平成二十二年六月二日にリロングウェで、ブランタイヤ市道路網整備計画（第二次）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がマラウイ共和国政府との間に行われた。

平成二十二年六月十五日

外務大臣　岡田　克也

1　援助の目的及び内容　ブランタイヤ市道路網整備計画（第二次）を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　八億九千九百万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年十月三十一日まで

4　署名者

日本側　野呂元良在マラウイ大使

マラウイ側　ケン・カンドド財務大臣

○外務省告示第二百九十四号

平成二十二年六月三日にカイロで、科学技術における協力に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、同日に効力を生じた。

平成二十二年六月十五日

外務大臣　岡田　克也

科学技術における協力に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の協定

日本国政府及びエジプト・アラブ共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

両国間の友好的な関係を強化すること及び科学技術の分野における協力の発展を促進することを希望し、

両国の国民経済における科学技術の重要性を認識し、

科学技術における協力の一層の強化を確保することを確認して、

ここに次のとおり協定する。

第一条

両締約国政府は、それぞれ自国の現行の法令に従って、平和目的のため、平等及び相互利益の原則に基づき、相互に合意する科学技術分野における協力活動を促進する。

第二条

この協定に基づく協力活動の形態には、次の事項を含めることができる。

(a)　各種の形態の会合（例えば、一般的な又は特定の問題の科学的及び技術的側面に関する討議及び情報の交換を行うための専門家の会合並びに協力することにより効果的に実施することができる研究開発に関する計画を特定するための専門家の会合）

(b)　科学技術に関する情報、知識及び経験の交換

(c)　科学技術の分野における調査、観察、研究及び訓練のための科学者及び技術専門家の交流

(d)　合意された研究開発に関する協力計画の実施

(e)　相互に合意する科学技術面におけるその他の形態の協力活動

第三条

この協定に基づく特定の協力活動の細目及び手続を定める実施取極は、両締約国政府又は両締約国政府の機関のいずれか適当なものを当事者として行うことができる。

第四条

一方の締約国政府は、この協定に基づく協力活動に関し、適当な場合には、他方の締約国政府又はその機関の同意を得て、公的部門及び民間部門の研究者及び研究機関の参加を認めることができる。

第五条

1　この協定の実施は、各国の利用可能な予算及び適用可能な法令に従うことを条件とする。

2　この協定に基づく協力活動のための費用は、相互に合意するところに従って負担される。

第六条

1　両締約国政府は、この協定に基づく協力活動から生ずる知的財産権又は財産権的性格を有する他の権利の保護及び配分につき十分な考慮を払う。これらの権利の保護及び配分については、第三条に規定する実施取極に従うことを条件とする。

2　いずれの締約国政府も、通常の経路を通じ、かつ、この協定に基づく協力活動に参加する機関の一般的な手続に従い、当該協力活動から生ずる財産権的性格を有しない科学的及び技術的情報を、一般の利用に供することができる。

第七条

1　両締約国政府は、この協定を効果的に実施するため、科学技術に関する合同委員会（以下「合同委員会」という。）を設置する。

2　合同委員会の任務は、次のとおりとする。

(a)　この協定に基づく協力活動の進捗状況を定期的に検討すること。

(b)　この協定に基づく協力活動の新たな分野を定めること。

(c)　この協定に関連するその他の事項を討議すること。

3　合同委員会は、相互に合意する日に、日本国及びエジプト・アラブ共和国において交互に会合する。

4　合同委員会は、日本国外務省及びエジプト・アラブ共和国高等教育・科学研究省の職員を共同議長とする。

第八条

この協定は、いずれか一方の締約国政府が締結する他の国際条約又は協定から生ずるいかなる義務の効力又は履行にも影響を及ぼすものではない。

第九条

この協定の解釈又は実施から生ずる両締約国政府間の紛争は、両締約国政府間の協議又は交渉により友好的に解決する。

○国税庁告示第十七号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月十五日

国税庁長官　加藤　治彦

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人金融知力普及協会	東京都中央区日本橋一丁目四番一号	尾関ともよ	平成二十二年六月十六日から平成二十七年六月十五日まで
特定非営利活動法人東京コミュニティスクール	東京都杉並区和田三丁目三七番五号第五鴨下ビル	久保　一之	平成二十二年六月十六日から平成二十七年六月十五日まで
特定非営利活動法人ＰｅａｃｅＦｉｅｌｄＪａＰａｎ	東京都千代田区神田神保町一丁目八番地第二野口ビル三Ｂ	村橋　靖之	平成二十二年六月十六日から平成二十七年六月十五日まで

○国税庁告示第十八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月十五日

国税庁長官　加藤　治彦

別表特定非営利活動法人ジェンの項中「川北　秀人」を「吉岡　健治」に改める。

第十条

この協定の改正は、両締約国政府間で交換される外交上の公文を通じて両締約国政府の相互の合意によって行うことができる。改正は、外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

第十一条

1　この協定は、署名の日に効力を生ずる。

2　この協定は、一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意思を少なくとも六箇月の事前の予告をもって書面により通告することによって終了させない限り、無期限に効力を有する。

3　2の規定に基づくこの協定の終了は、この協定に基づいて行われ、かつ、この協定の終了の時までに履行を完了していないいかなる計画の実施にも影響を及ぼすものではない。

以下の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十年六月三日にカイロで、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

石川　薫

エジプト・アラブ共和国政府のために

ハーニー・ヒラール